

消 防 予 第 203 号
令和 7 年 5 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 55 号）が本日公布されました。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による刑法（明治 40 年法律第 45 号）の改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行に伴い、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整理を行うものです。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

規則第 4 条の 2 の 4 第 5 項第 2 号、第 31 条の 6 第 8 項第 2 号及び第 51 条の 12 第 4 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めること。

第二 施行期日に関する事項

この省令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行すること。

(連絡先)
消防庁予防課
担当：高木課長補佐、松下事務官
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533